

郵便はがき

□□□□□□□□

(販売会社名)

(販売会社住所)

郵便はがき

□□□□□□□□

(信販会社名)

(信販会社住所)

特定記録郵便

特定記録郵便

代表者様

代表者様

↑(販売会社あて)

はがきはポストに投函しないで、郵便窓口へ!

(信販会社あて) ↑

クーリング・オフ期間が過ぎていても・・・

- うその説明をされた。
 - 必ず儲かると言われた。
 - 通常必要とされる以上の商品を販売された。
 - 長時間勧誘され「帰りたい」と言っても帰らせてくれなかった。
 - 家から帰ってくれるように言ったのに帰ってくれなかった。
- 上記のような理由などで契約してしまった場合は、契約の取り消しや解除ができるケースがあります。

あきらめずに、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください!

消費者ホットライン 0570-064-370
ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

お住まいの市町村の相談窓口

▼大阪市にお住まいの方が対象です

大阪市
消費者センター

☎06-6614-0999

毎日 10:00~17:00
(12/29~1/3は除く)

〒559-0034
大阪市住之江区南港北2-1-10
ATC ITM棟3階
(ニュートラム「トレードセンター前」駅下車)

▼お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です

大阪府
消費生活センター

☎06-6616-0888

月~金 9:00~17:00
(祝休日及び12/29~1/3は除く)

〒559-0034
大阪市住之江区南港北2-1-10
ATC ITM棟3階
(ニュートラム「トレードセンター前」駅下車)

自分ができる! クーリング・オフ



クーリング・オフとは
いったん契約した場合でも一定期間内であれば
消費者が無条件で契約の解除ができる制度です

クーリング・オフすると、契約は初めからなかったことになり、受け取った商品の返還も事業者の負担で行われます。役務(サービス)を受けていた場合でも対価を払う必要がなく、損害賠償や違約金を支払う必要もありません。支払ったお金は返金されます。

クーリング・オフ期間・販売方法

8日間

訪問販売、キャッチセールス、
アポイントメントセールス、電話勧誘販売
エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、
パソコン教室、結婚相手紹介サービス、
訪問購入*

20日間

内職商法
マルチ商法

*訪問購入とは、購入業者が営業所等以外の場所で消費者から貴金属などの物品を購入することをいいます。消費者はクーリング・オフ期間中、契約の解除や購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。

法律の改正等で、変わる場合があります。

クーリング・オフが できない場合

- ◆ 3,000円未満の現金取引
- ◆ 自動車(リースを含む)
- ◆ 通信販売(※返品ルールあり)

などがあります。ほかにもクーリング・オフができない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。

※返品ルール・返品特約に従います。特約表示がない場合は商品が届いてから8日以内なら送料消費者負担で返品可能です。

契約書を受け取った日

※日数には契約書を受け取った日も含まれます

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

訪問販売、電話勧誘販売、
特定継続的役務提供、
訪問購入などは、
8日以内

内職商法・マルチ商法は
20日以内

*クーリング・オフは、電話ではなく**必ず書面**で！
*解約の理由は不要です！

事業者のこんな言葉に注意しましょう！
(クーリング・オフができるのに)
・「クーリング・オフはできません」
・「違約金が発生します」
・脅し文句
など言ってきたら、
クーリング・オフ妨害です！

*事業者からクーリング・オフ妨害を受けた場合は、期日を過ぎても、クーリング・オフが可能です。



契約解除通知書

■契約年月日 平成 年 月 日

■商品名 _____

■契約金額 _____ 円

■販売会社 _____
(担当者名)

上記日付の契約は解除します。

平成 年 月 日

(契約者)
住所 _____
氏名 _____

↑(信販会社あて) クレジット契約をした場合は、必ず信販会社と販売会社の両方に、同時に通知を出しましょう

契約解除通知書

■契約年月日 平成 年 月 日

■商品名 _____

■契約金額 _____ 円

■販売会社 _____
(担当者名)

上記日付の契約は解除します。

なお、支払い済みの _____ 円を返金し、商品を引き取ってください。

平成 年 月 日

(契約者)
住所 _____
氏名 _____

↑ お金を支払っていない場合、商品を受け取っていない場合は、(販売会社あて) 該当部分に線をひいて、消してください

はがきを出そう！

はがきに記入後、
両面コピーを
とりましょう。

はがきは、郵便窓口から
特定記録郵便で
出しましょう。

1通につき、210円(はがき代50円+手数料160円) 必要です

クーリング・オフ制度は発信主義です。送付時点で解約の成立となります。証拠として、契約書と郵便局の受領書、はがきのコピーを保管しておきましょう。

*準備ができれば、必ずクーリング・オフ期間内に送付しましょう。
期間内に送付すれば、通知の到達が期間後でもクーリング・オフできます。

はがきを出したあとは・・・

- 支払ったお金は返してもらいましょう。
- 受け取った商品は引き取ってもらいましょう。
→商品の返品は、着払いで送りましょう。
- 事業者が「はがきを受け取っていない」と言っても、はがきを出した時点でクーリング・オフの効果が発生しているので、心配しないでください。
- クーリング・オフの理由を尋ねられても、答える必要はありません。
- 商品の引き取りにかかる費用や違約金、損害賠償の請求などに応じる必要はありません。
→クーリング・オフ期間に受けたサービス(例えば、エステティック施術、リフォーム工事など)の代金を請求されたり、クーリング・オフできないと言われた場合は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

事業者が、しつこく電話してきたり、訪問してきたりしても、相手にしないでください！
あなたの毅然とした対応が解決への近道です！
また、返金に応じないなど、困ったときは、お住まいの市町村の消費生活相談窓口へ相談を！

